

令和6年度

庄原市地域おこし協力隊員

(受入先:庄原市北自治振興区)

募集要項

募集期間

令和6年4月5日(金) ~ 令和6年4月30日(火)



応募先・お問い合わせ先

庄原市 企画振興部 自治定住課 自治定住係

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10 番1号

電話:(0824)73-1209 FAX:(0824)72-3322

E-mail: jichi@city.shobara.lg.jp

令和6年度 庄原市地域おこし協力隊員 募集要項

庄原市は、中国地方のほぼ中央に位置し、東は岡山県、北は島根県・鳥取県に隣接する人口約 32,000 人が暮らす“県境のまち”です。面積は 1,246.49k m²あり、広島県の約 14% を占め、全国自治体の中で 13 番目、近畿以西では最大の広さを有しています。

また、水と緑に恵まれ、四季の変化に富んだ豊かな自然環境を土台として、中山間地域ならではの心なごむ里山景観を有しています。

1. 受入先・活動内容・募集人数

受入先	活動内容	募集人数
庄原市北自治振興区	<ul style="list-style-type: none">・ 地域資源等を利活用した地域づくり・ 北自治振興区の地域資源の発掘及び情報発信	1 名
		計 1 名

北自治振興区は、庄原市中心市街地の北部に位置する住民自治組織です。

北自治振興区地域内には国道 432 号線が縦断しており、各種商業施設がある中心部へアクセスしやすい地域です。

北自治振興区では、「協同の力で笑顔が輝くまち」をキャッチフレーズに掲げ、「元気を生み出す地域づくり」に挑戦しています。

特に、社会福祉活動に特に重点を置き取組をおこなっている地域です。



2. 活動内容の詳細

【地域資源を活用した地域づくりと情報発信】

農山村の地域づくりにおいては、段階を踏んだ地域づくりをサポートすることが重要です。まずは、住民の不安や悩みに寄り添い、住民とともに考え行動するサポート（足し算のサポート）を行うことで、住民の地域づくりに向けた心の準備を図り、住民の主体的意識を醸成する必要があります。

そこで、まずは地域に溶け込むため、北自治振興区地域の風土や歴史、人をよく知ってもらい、ところから始めてもらいたいと考えています。地域を探検してもらい、住民と積極的にコミュニケーションを図りながら、地域に住む人の魅力や暮らしの面白さを、SNS や北自治振興区のホームページを利用して情報発信し、地域資源を活用した交流体験等、新たな事業を共に企画運営することで、住民の地域への愛着と誇りを醸成したいと考えています。

【地域の活性化と隊員の成長】

活動を通じて、地域の活性化とともに隊員自身も成長し、隊員自身の魅力にも気付いてほしいと思っています。隊員の北自治振興区地域への定住のプロセスを通じて、地域と隊員が互いの魅力を再確認し、お互いに成長できる関係性を築いていきたいと考えています。

3. 応募条件

(1) 現在、3大都市圏、または地方都市等（過疎、山村、離島、半島等の地域などの条件不利区域に該当しない市町村）に在住の20歳以上の人（性別不問）

※ 条件不利区域については、総務省が公表する「特別交付税措置に係る地域要件確認表」を参照していただくか、お問い合わせください。

※ 年齢については、令和6年4月1日時点で20歳以上の方を対象とします。

(2) 委嘱期間中、庄原市北自治振興区地域内に居住し、住民登録ができる人

(3) 地域に溶け込み、積極的に地域活動に力を注げる人

(4) 任期終了後、庄原市北自治振興区地域において起業・定住に意欲のある人

(5) 普通自動車免許を所有している人

(6) ワード、エクセルなどの一般的なパソコン操作のできる人

4. 期待する人物像

(1) 人と話すのが好きで、地域の人を尊敬できる人

(2) SNS やホームページによる情報発信ができる人

(3) 地域と協調しながら積極的に活動できる人

5. 活動日数・活動時間・休暇

(1) 月135時間を目安に活動していただきます。

(2) 月曜日から金曜日まで週5日間、9時00分から16時45分（昼休憩60分）を目安としますが、活動内容によっては、休日（土曜日、日曜日、祝日及び年末、年始）に活動することがあります。

※ 休日等に活動した場合は同月内で調整をします。時間外手当や有給休暇はありません。

6. 雇用関係・期間

- (1) 市長が庄原市地域おこし協力隊員として委嘱します。(隊員と市との雇用契約は存在しません。)
- (2) 委嘱期間は、令和6年7月1日から令和7年3月31日までの予定です。
 - ※ 協力隊員の委嘱期間は1年とし、当該年度を超えないものとします。ただし、市長が適当と認める場合は、委嘱の日から3年を超えない範囲で1年ごとに延長することができます。
- (3) 副業は可能ですが、事前に協議が必要です。

7. 給与・活動費等

報償費として、月額200,000円を支払います。

8. 活動等の経費

以下の活動等の経費については、予算の範囲内において必要に応じて市との委託契約先である自治振興区において支払いを行います。

- ・ 隊員が研修機関等の実施する研修会等へ参加するための出張旅費及び負担金
- ・ 隊員の活動に要する作業用具等の消耗品
- ・ 隊員が、自治振興区から活動現場への移動や、その活動に使用する車両の借上料及び燃料費
- ・ 隊員の活動中の事故等に対応するための傷害保険料 等
- ・ 隊員が地域で暮らすための住居の賃料
 - ※ 隊員が地域で生活するための住居の家賃については、源泉徴収後市が隊員へ支給します。(上限有)
 - ※ 転居にかかる費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。
 - ※ 住宅の火災保険は個人負担となります。(必ず加入していただきます。)

9. 待遇・福利厚生

- ・ 雇用契約ではないため、福利厚生はありません。
- ・ 国民健康保険および、国民年金は自己加入となります。

10. 応募手続き

(1) 募集期間

令和6年4月5日(金)～令和6年4月30日(火)【必着】

(2) 応募方法

下記書類を庄原市企画振興部自治定住課に郵送又はご持参ください。

- ① 庄原市地域おこし協力隊員応募用紙
- ② 履歴書：書式は任意。写真(6ヶ月以内・上半身・無帽・正面)貼付
- ③ 住民票
- ④ レポート(A4用紙1枚程度で書式は自由)

レポートテーマ：

- ① 庄原市地域おこし協力隊員に応募した動機について

②庄原市地域おこし協力隊員として行いたい活動、活かしたい能力について

③定住に向けた思いについて

※ 応募書類は返却いたしません。また、提出された個人情報については、本公募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

11. 選考方法

(1) 第1次選考：

受付期間終了後、書類審査により一次選考を行います。

可否の結果は、文書等で個別に通知します。

5月上旬を予定しています。

(2) 第2次選考：

第1次選考合格者を対象に、庄原市において面接試験を実施します。

日時、場所については第1次選考結果通知で、対象の方へお知らせします。

5月中旬から下旬を予定しています。

※第2次選考会場までの交通費等は応募者の負担となります。

※地域を知っていただくために、2～3日程度、受け入れ地域での体験を行う予定です。

(3) 第2次選考結果の通知

第2次選考終了後、文書で個別に通知します。6月上旬を予定しています。

12. 応募先・お問い合わせ

庄原市 企画振興部 自治定住課 自治定住係

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

電話：(0824) 73-1209 FAX：(0824) 72-3322

E-mail: jichi@city.shobara.lg.jp

